

飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度実施要綱

平成31年3月14日

飯塚市告示第101号

改正 R元-137、R3-338

(目的)

第1条 この告示は、市が指定する地域貢献活動に参加し、又はそのための研修を受講した市民に対し、行政ポイントを付与することにより、市民の地域貢献を促進するとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(R3-338一改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 当該年4月1日現在満60歳以上であって、市内に住所を有する者をいう。

(2) 行政ポイント 市が発行するポイントであり、行政ポイント数等が記載された紙券(以下「紙券」という。)又は電子的に交付されるもの(以下「飯塚市マイナポイント」という。)をいう。

(R3-338一改)

(3) 地域ポイント 市内で発行され、市内の複数店が加盟し、加盟店において商品の対価として使用できるポイントをいう。

(R元-137一改)

(4) いいづかPayアプリ この事業においてスマートフォンでダウンロード可能なアプリケーションをいう。

(5) いいづかPayポイント 飯塚市マイナポイントを市内のいいづかPay加盟店において商品の対価として使用できるように変換されたポイントをいう。

(R3-338追加)

(行政ポイント対象活動及びポイント数)

第3条 行政ポイント付与対象となる地域貢献活動又は研修(以下「行政ポイント対象活動」という。)は、次の各号に掲げる分野に関するものであって、市長が別に定める事業とする。

(1) 教育に関すること。

(2) 福祉に関すること。

(3) 子育てに関すること。

2 行政ポイントを付与されるための要件及び付与されるポイント数は、行政ポイン

ト対象活動ごとに、毎年度市長が定める。

(ポイントの付与の方法)

第4条 市長は、行政ポイント対象活動に参加した市民が、当該行政ポイント対象活動の要件を満たすと認めたときは、行政ポイントを交付するものとする。

2 飯塚市マイナポイントをいづれかPayポイントに変換しようとするときは、いづれかPayアプリをダウンロードし変換するものとする。

(R3-338追加)

3 交付された行政ポイントは、無償で譲渡することができる。ただし、紙券の行政ポイントに限る。

(R3-338一改)

4 紙券を地域ポイントに交換しようとするときは、地域ポイント発行事務局が指定する加盟店(以下「ポイント交換店」という。)に紙券を提出しなければならない。

(R3-338一改)

5 地域ポイントの交換店は、前項の規定により紙券が提出されたときは、地域ポイントに交換しなければならない。

(R3-338一改)

6 地域ポイントの交換店は、提出された紙券を地域ポイント発行事務局を通じ、市長が別に定めるところにより、市長に提出するものとする。

(R3-338一改)

7 市長は、前項の規定により紙券が提出された場合において、適当と認めたときは、当該紙券に記載された行政ポイントのポイント数(以下単に「ポイント数」という。)に1円を乗じて得た額及びポイント数に0.5円を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を支払うものとする。

(R3-338一改)

8 行政ポイント引換券の有効期間は、発行日から2月間とする。ただし、いづれかPayポイントは、発行日から3月間とする。

(R元-137、R3-338一改)

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、飯塚市セカンドライフ応援ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月12日 告示第137号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年11月12日 告示第338号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条第2項から第8項の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。